【二〇一六年度運動方針(案)抜粋】

二〇一六年度の基本的課題

本年度の基本的課題は、次の通りであり、職場・地域の英知と力を結集し、産別運動の前進を図る。

(一)港湾運送事業の健全で持続可能な事業展開への道と道港湾労働者のための制度・政策の確立を同時に探求し促進する。

①認可料金制度の確立にむけた取り組みを、行政、国会、日港協と様々なチャンネルを使った取り組みによって前進させること。

②国際戦略港湾政策における港運事業・港湾労働の位置づけを明確にし、港湾建設・運営と持続可能な港運事業、雇用安定の視点を貫く政策転換を展望していくこと。

③非指定港問題は、雇用・職域の問題と直結している課題であり、国際的な問題としての視点も念頭に入れて取り組む。

④荷主・ユーザー本位の港湾・物流政策が、関税制度の規制緩和と相まって、いわゆる通過貨物の増大となり、港湾の職域・業域を更に狭めている。港湾運送行為それ自体を否定しかねない国策の表れを明らかにし、労使共通の課題として取り組みを強化する。

(二)港湾労働政策・制度に関し、労働環境整備と不可分な課題とも位置付け、労使協議・行政関係との協議の両側面から追求する。具体的には、次の課題である。

①港湾労働法の全港・全職種適用の課題

②常用労働者による港湾労働体制の確立

③検査事業の「指定事業体」対策と検査職種の雇用安定の確立

④石綿被害対策に関する四者協議の促進と具体的対策の探求

(三)労働環境の整備、労働条件の向上に向けた産別協定の改定を含めた取り組みを進める。

①一四春闘課題の前進を図る。とりわけ一六春闘で確認した「六十二歳定年」の早期確立については、年度内の解決を目指し、職場や職種の取り組みを一体的に進める。

②事前協議制度の改定を急ぐと同時に、日常の事前協議の強化を図る。

③一六春闘の課題の解決・前進を図る。

④労使政策委員会における継続協議・継続課題の解決の促進。

⑤産別協定の履行の徹底。

(四)産別労使関係の強化と産別組織強化の課題は次の通りであり、産別運動の歴史の到達点にたって、当面の課題に対応しうる労使関係、産別組織の強化に努力する。

①「独禁法」問題について、組合側のスタンスは明確であるが、労使間の異なる見解に拘らず、その持つ意味を重視し、「産別制度賃金の交渉について工夫」した取り組みを進めることとする。

②相互信頼、「共生」の道を探求する産別協議体制を深化させ、ユーザー・行政・国会に働きかける労使の力をつける。

③既存の十五地区における地区団交権の確立・強化を推進し、全国における地区団交権の確立を一日も早く完成させる。同時に、鹿島・千葉・広島など、地区港湾組織の強化と産別結集への具体化を展望した取り組みを進める。

(五)「グローバル危機からグローバル正義へ—交通運輸労働者の反撃」とのITF運動の基調に沿って国際連帯活動を促進する。具体的には、次の課題を遂行する。

①ITF方針に団結したPOCキャンペーンなどの国際活動を促進する。

②世界の港湾・交通運輸労働者との相互連帯活動を強化する。

(二)一六春闘課題

①港湾労働者年金の改定が実現した。これをスムーズに実行するために、各地区での説明会などを取り組み、制度運営に支障をきたさないよう取り組むこととする。

②事前協議の運用強化と雇用と職域を守る運動について

イ、事前協議制度の対象について、「荷主・メーカー等が港頭地区に進出する件」及び「自動車専用船を追加する件」を要求し、「制度の手続き及び運用面での課題について中央事前協議会において協議する」と確認している。現在、日港協事務局案について事前協議労側委員で検討を進めている。引き続き要求の本旨に沿って協議を重ね、要求趣旨に沿って改定できるよう取り組む。

ロ、雇用と職域を守るうえで、事前協議制を柱とした取り組みは極めて重要である。とりわけ、船社のアライアンスの再編が日常化する中において、地域と中央が一体となった取り組みが求められる。その際、「協議が整わなければ認めないし、その場合は船が止まることも当然である」とのスタンスを再度確認しておくことが重要である。同時に、書類上で「雇用と職域を確保する」ことは当たり前であるが、当該地区において「具体的に仕事が確保される」ところまで確認する事前協議として強化する。

③関連事業の基盤強化と関連労働者の雇用安定の課題

イ、これまで、関連職種の厳しい経営・労働環境の実態に鑑み、日港協関連部会との意見交換会を通じて、労使協議を積み上げてきている。

ロ、一六春闘では、関連職種の実態把握を行い、そのうえで、日港協に対する「有効な支援策」を検討することとしている。したがって、調査活動を着実に進め、具体策の検討へと進む取り組みを行う。

(三)産別協定の履行の徹底／とくに単組・地区港湾の運動に力点をおいて

①春闘協定の履行・実施にあたっては、地区・単組(職場)の運動がとりわけ重要である。その意味で、日常的なパトロール行動に加え、地区港湾主導による「企業内協定の点検・履行活動」を呼びかけたい。

②この活動は、地区産別の役割の発揮として位置づけ、中央労使協議の場でも、これを促進するよう取り組むこととする。

(4)港湾運送秩序の確立と港湾の社会的機能の発揮のために(検査事業の発展へ)

①検査事業は、港湾運送秩序の確立、公正・公平な受け渡し、安心と安全の港と港湾運送を支えるという重要な社会的意義を持つ事業である。確実で安定的な港湾作業をサポートするという意味では、荷主・船社にとっても意義ある事業である。しかし、保険制度の発達やユーザーのコスト抑制によって、施検量は年々減少している。これが、検査事業の基盤や検査職種労働者の雇用に不安定感を広げている。

②したがって、検数事業にあっては「全貨検数協定」の徹底履行の取り組み、検定事業にあっては、FCL貨物の「全貨検量協定」の適用復活の取り組みを進める。

(五)SOLAS条約の改正に伴う重量証明について、七月一日から施行となった。その実際については、現段階で把握し切れていないが、重量証明は港湾の職域の重要な一つであり、全国港湾として信頼する4検査機関によって担われるよう港運労使の課題に位置づけ取り組むこととする。

(六)安定協会が運営する港湾労働者技能研修センターの拡充・強化、並びに外国人技能実習制度に関わる対応について

①港湾労働者技能訓練センターの拡充・強化について

イ、同施設は、二〇二〇年稼働を目途に、現行の豊橋市から神戸港に移転することとなった。現研修センターのガントリークレーンの据替が技術的に困難なことが判明したことによる措置で、これを契機に施設を拡張して、土地が狭隘なために訓練の重複を避けるなどもしなくていいような計画を進めている。

ロ、しかし、それ自身は積極的な意義を持つものであったとしても、財政的には制限がある。したがって、限られた財政の中での措置であることを考慮し、財政計画の膨張を抑制し、計画通りに移転が進むよう労使でチェックしていくことが重要である。

②外国人技能実習制度の問題について

イ、港湾労働安定協会において、「外国人技能実習制度」を技能研修センターの機能に位置付け導入できるかどうかを、専門委員会を設置して協議している。組合側委員は、外国人技能実習の名目で、当該実習生が人権を無視され、過酷な労働を強いられている実態をあげて反対の立場を表明している。また、個別事業者との雇用契約を前提とした制度であることから、雇用問題は産別制度課題であると主張している。これに対し業側委員も組合側の意見を理解し、その懸念を表明している。

ロ、こうした意見をふまえ、安定協会は、「あくまで国際貢献」であり、「外国人技能実習制度は労働力の需給調整として行わない」との法律の趣旨に則ったものとしたいとし、専門委員会は、労使の意見を前提に制度の検討を行うことになっている。

ハ、したがって、組合側の反対意見もあることから、安定協会理事会への報告は、組合側の意見を書き込んだ報告書に留まっており、研修センターの拡充事業が承認されたことにより、議論が再開された。研修センターが本制度の活用によって、その機能を持って国際貢献することと、港湾労働の現場に「実習生」として雇用されることとは別の問題である。したがって、外国人技能実習制度と現場(企業)との関係では、産別労使協議と産別協定での確認がない限り、実習生の「雇用」・「制度導入」には反対して対応する。

3.(労働環境整備の課題その②)労使政策委員会を中心とした諸課題の推進

(一)認可料金制度復活に向けた労使の取り組みの具体化

②料金問題は、本来的には事業者の課題であるが、この問題が労働条件向上の壁になるからこそ労働組合として、要求し取り組んできた。したがって、労使が国会や行政に働きかけていける土壌を作り、具体化する方向を目指す。

(2)継続協議事項の推進

二、本第八回大会で確認した当面的な措置についての方針をもとに対応していく。なお、ターミナルゲートは港湾運送の基点であり、その開閉、或は時間について港湾運営会社が介入することは容認できない。ましてや「国際競争力強化」の名のもとに、一方的に施策を公表することなどは言語道断であり、必要ならば、港運労使に「協力」を求めることに留め、その判断は労使が行うことだと明確にしておきたい。

②産別制度賃金について

イ、一五・一六春闘を通じて「独禁法問題」が浮上した。その背景に、公正取引委員会自体の変化もあるが、産別協議体制、産別協定を守る意味でもきちっとした対応が必要である。その際、「日港協が、産別を忌避して、そのために独禁法を持ち出したわけではない」ということが前提で、日港協が産別否定のための方便として独禁法を使ったとみるなら、それに対しては、文字通り憲法に保障された労働基本権の行使として、断固とした姿勢で対応し、場合によっては「力を背景として押し込んでいく」以外に手法はない。しかし、一六春闘においては、「独禁法」問題は、労使が真に警戒しなければならない課題と判断するに至った。それは、公正取引委員会が、港湾産別労使の動きを注視していることについての、日港協の判断をリアルに受け止めたからである。

ロ、全国港湾の「独禁法」に関する考え方は、以下の通りである。

a、産別交渉で賃金を確定していくこと自体、何ら問題はなく、独禁法に触れる恐れは何らない。当然のこととして、独禁法によって判断されるのは、事業者の行為であって、労働者(労働組合)が問われることはない。

b、賃金交渉の結果、賃金引上げがあり、その結果が作業料金に効果が生まれるのは、憲法上認められた労働基本権の効果であって、それに独禁法は及ばない。

ハ、問題は、この賃金交渉の結果に関する効果をどのような方法で表すかであって、それ自体は、事業者が個別に行う営業行為の問題である。しかし、公取委が「集団的行為」、「労務コストの比重が高いことによる自由競争の抑制」を問題にしてくることには警戒が必要である。したがって、日港協が「産別交渉・産別協定を忌避するものでない」として、労使政策委員会等の労使協議でこの立場を明確に表明する限り、問題をリアルに受け止め対応することとする。産別制度賃金は必要不可欠であることを労使の確認とし、共有した問題意識を前提に、産別制度賃金を再確認し、常に改定すべき労働条件として確立していくために、賃金労働時間問題専門委員会(労側)を中心に、その方法も含め対策を検討していくこととする。

③時間外割増率の制定に関する協議の促進

一三春闘で要求して以降、踏み込んだ協議になっていないのが現状で、一六春闘においても労使政策委員会の協議に付すこととなった。産別協定に、この規定がないのは弱点であり、粘り強く交渉を進めていくこととする。

④年末年始特別有給休暇の休日化の取り組みについて

イ、年末年始特別例外荷役を実施するかどうかは、ユーザーからの要請があり、割増賃金や諸手当を支払うことの確認を前提に判断する。一方、本年度は、一月二日・三日に続き、十二月三十一日を休日化することが労使の協議事項となる。これは、二〇一九年までに、二年に一度の機会に休日化を進めることとの合意が背景にある。

ロ、同時に、一二春闘協定で、十二月三十一日の休日化を協議するに際しては、「一月四日の取り扱いについて協議する」と確認しており、これは、一月四日を平日扱いとしたいとする日港協の提起について、平日化を合意はできないが、日港協が提案する権利はあるのだから「協議はする」としたものである。すでに、労使政策委員会では提案が行われているが、全国港湾としては、「平日化には基本的に反対の立場」で対応する。

4.安全対策の活動について

(1)安全専門委員会を中心とした安全対策の取り組み

一六春闘協定で確認した、熱中症対策、労働災害補償制度の確立に向けた取り組みは、安全専門委員会を中心に進めている。したがって、引き続き、専門委員会の取り組みを強化し、要求と諸課題の前進を図る。

(2)日常的な安全活動の活性化へ／安全なくして労働なし

①安全対策は、何より大事な組合活動である。そうした立場から、産別協定は「港を単位とした労使同数の共同パトロール制について合意」を明記し、その機能として、「いかなる職場にも自由に立ち入りができる」ことと、危険作業と認めた場合は「作業を中止させることができる」としている。

この協定の趣旨を活かし、各港に労使パトロール制度を確立し、日常的な安全パトロールとともに、「安全第一」を、職場の気風として定着させる取り組みを進める。こうした努力と共に、万が一事故が起きた場合、当該地区だけの問題にせず、安全専門委員会を中心に、全国的な教訓として生かし、二度と同じことを繰り返さないよう取り組むこととする。

(3)原発事故にともなう放射能汚染の影響は今も続いている。したがって、引き続き港湾労働者を守る立場から、輸出中古自動車(建機含む)の線量検査を4検中心に行うこととする。

5.海上コンテナの安全運送などの課題について

(1)四五fコンテナの安全運送に反対する取り組みについて

①道路交通法の改正により、四五fコンテナが輸送できる長さまでの車両の公道走行が可能となった。これまでの特別区域内での走行許可基準が緩和されたのである。日本の道路事情を勘案すれば、右・左折や信号間の短さなど随所で無理が生じることが想定される。したがって、四五fコンテナの公道走行には反対の立場を再確認する。

(2)一昨年の事故以来、行政交渉や荷主団体への申し入れを取り組んできたフレキシブルバックによる輸送について、事故直後は、行政も含め各関係者において「危険な輸送手段」という認識が感じられたが、時間と共にその認識が希薄になり、行政によっては、その後事故が起きていないことを理由に対策を進めていないという状況がある。

その背景には「効率化」があり、危険を無視しても効率化を優先する荷主とそれを容認する行政の姿勢がある。今年度は、「国会質問」を計画するなど、「禁止措置」に踏み込む運動を強化することとする。

(3)国交省は、本年六月三十日付で「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの一部改訂について」を発出した。この改定はSOLAS条約の改定に基づくものであり、総重量の誤申告に起因する荷崩れなどの事故に着目したものである。したがって、検査事業者による重量証明の推進と同時に、国民の安全・安心、ドライバーの安全を確保するためにも、行政交渉等を通じて、荷主への周知徹底を図る事とする。

四、産別労使関係の強化と産別組織強化の課題

1.産別組織の強化・拡大、産別機能の強化について

(1)二〇一一年の第四回定期大会で、全国港湾の組織強化の基本方向と規約改正案について承認し、その際、六カ年計画にもとづく組織強化方針を確認した。しかし、「大会代議員・中央委員の定数」、及び「地区港湾組織の強化」を軸にした規約の見直しや、地区港湾強化の検討は進んでいない。したがって、あらためて六カ年計画の見直し、現段階で要請されている組織強化の措置について、引き続き検討課題とする。

(4)調査活動について

①料金の実態について把握する調査を行う。

②その他、必要に応じ調査活動を進める。

2.地区団交権の確立と地区港湾の強化

(1)一六春闘協定の結果、北海道、東北、日本海地区において、「地区団交権の確立」と明記したものではないが、事実上の団交権の確立へと前進した。具体的には、中央協定に基づくことを前提に、中央産別協定の尊重と地区における職域・業域問題の協議、協議結果を協定として押印する、「団交権」とする課題についての継続協議の3項目について合意できた。

(2)この到達点から導き出される教訓の第一は、何といっても「地区港湾の頑張りがあった」ことである。確かに中央団交において追求し、協定化への道筋をつけたことは事実であるが、それに呼応した地区港湾の運動がなければ前進できなかったことである。したがって、あらためて地区港湾の地区団交権確立に向けた主体的な運動を呼びかけたい。そのうえで産別運動としてこれを支え、時にリードする役割を担い続ける地区港湾をともに創っていくこととする。

(3)三地区の取り組みの前進は、産別交渉体制の強化に留まらず、文字通り地区産別運動の前線が整備されるという意味をもつことになる。そのために、一四春闘協定の、地区協議の促進のために「労使政策委員会が必要に応じ関与し、適切なアドバイスを行う」との主旨を活かして、一六春闘で行った中央も関与する懇談会などの協議を行うことも視野に入れ、未確立の地区における主体的な取り組みの強化と一体となって、地区団交権確立が早急に実現できるよう努力することとする。

(四)全国港湾の地区組織は十五地区をもって構成している。一方、鹿島港・千葉港・広島港では、中央加盟組合の支部・分会の役員の努力で、産別に未加盟の当該地域の組合とともに、事前協議や安全パトロールなどの活動を行っている。それぞれ、組織事情の違いはあるが、港湾産別の運動を地域において具体化している。この努力に敬意を表しつつ、これらの組織がより強化・発展し、全国港湾加盟へと踏み出せるよう当該組織の主体性を尊重しながら連携していく取り組みを進める。

三、共同行動などの強化と探求

(一)港運同盟との共闘と組織統一への呼び掛け

中央・地区において、港運同盟とは「統一要求」「統一交渉」「統一行動」を積み上げ、今日に至っており、産別協定も共有する段階に達している。こうした経過を踏まえ、より強固な組織関係を継続するとともに引き続き組織統一を呼びかけ、協議していくこととする。

(2)海港労協(日本海員港湾労働組合協議会)の再開への取り組み

①二〇〇九年十一月に、全国港湾、海員組合、及び港運同盟は、海港労協を結成し、FOC・POCキャンペーンの実施などを進めてきた。その後、二〇一二年の幹事会においてFOC・POCキャンペーンに係る財政還元の問題を全国港湾から提起し、公式・非公式の協議を重ねるも前進せず、話し合いも行われない状況が続き、幹事会も二〇一二年十二月以降、開催できていない。その意味で、現状に至った責任は、私たちの側にないことは明解である。したがって、今日、日本におけるFOCキャンペーンの成果、船員の組織化に貢献してきた全国港湾の運動に対する正しい評価に立って話し合いが行われるのが組織間の信義で在り、全国港湾は、いつでも話し合いの窓口は開いていることを明確にしておく。

(3)公務労組との政策課題での懇談・協議について

①全国港湾の港湾政策・港湾労働政策に関して、行申し入れをめぐって、国土交通省労働組合と懇談の場を設け、率直な意見交換を進めてきた。その場で出された各労組からの問題提起を、産別政策要求としての申し入れ書に盛り込むことで、産別課題としての精緻さを高めることができた。

②また、自治体労組とも、港湾法改正問題や有事法制をめぐる政策課題で意見交換や協議を重ねてきた経過もある。港湾の民営化などで、自治体関係労組との意見交換はより重要となってくる。

③本年度は、これらの経験をふまえ懇談会の場を設けて引き続き公務労組のもつ「国民のための行政・政策」や「港湾現場での公的役割をめぐる政策」の積極面を、産別制度・政策要求に生かすこととする。なお、この

五、産別労使関係の強化

1.産別労使関係の強化と対外的に港湾の主体性を発揮していくことについて

(1)産別労使関係の強化の立場について

①港湾運送事業の「他人の需要に基づく受け渡し行為」という性格は、他人の需要、つまり、常に船社・荷主のコスト圧力に晒されていることを示している。この産業の特性から、船社・荷主の圧力から事業と雇用を守るために、産別協定においても確認している「二者＝二者協議体制」は、必要不可欠な協議体制であり、港運労使が、「共生」していくための体制であるといっても過言ではない。

②この体制と立場を堅持し、産別協定を基軸にして、一層その内実を深化させることにより、諸課題の解決に全力を挙げることとする。当然のことであるが、この交渉体制は、中央・地区に共通するものである。

(2)ユーザー・行政・国会に働きかける労使共同の取り組みの探求

①港運労使は、様々な課題で一致点があり、それをユーザーはもとより、行政・国会に強く発信し課題の前進と解決に向かっていくことが求められている。たとえば、適正料金収受と認可料金制度の復活、三島川之江港の指定港化、石綿被災者の救済などがその課題である。

②こうした労使一致する課題については、組合側だけが様々なルートを使って申し入れや交渉を進めるだけでは不十分であり、事業者自身の事業基盤の問題として強く外に向かって発信する力の発揮を期待し、そのために、「労使が共同で動く」ことを常に働きかけ続けていくこととする。

2.政策委員会など労使協議機関の充実・強化

(1)産別労使関係と労使協議体制の強化は、日常的な政策委員会をはじめとした労使協議機関の充実によって図られる。継続協議課題をはじめ、様々な課題について真摯に向き合い、協議を進めることとする。こうした労使協議の積み重ねが、不断使問題の解決を促進することになると確信する。

(2)一五春闘協定で、「港運業界と密接不可分の関係事業が規制緩和や合理化等により、港運の業域・職域に影響を及ぼす事項については、都度労使政策委員会あるいは事前協議会において協議を行うこととする」と合意した。これは、AEOやユーザー本位の港湾政策などを意識しながら、労使双方が様々な課題で提起する、あらゆる課題に労使が対応するとの趣旨であり、この協定の本旨にたって労使協議を重ねることとする。

六、国際連帯活動について

(一)第十四回東アジア港湾労働者会議への参加

台湾において第十四回東アジア港湾労働者会議が開催される。開催時期は未定であるが、全国港湾として会議の成功めざし、参加を取り組む。

(三)支援・連帯活動

ITF、あるいはITF加盟組合からの、支援・連帯の要請には、積極的に対応し取り組むこととする。

七、国民的課題の取り組みについて

1.安倍内閣が進めるあらゆる憲法破壊の企てに反対する取り組み

(1)憲法改悪反対、立憲主義の再生めざす取り組み

安倍自公政権の立憲主義破壊と憲法改悪に反対し、可能な行動を取り組む。

(2)違憲の戦争法に反対する取り組み

①港湾運送事業は「業務従事命令の対象事業」とされており、文字通り戦争への協力を強制される立場であることを全組合員のものとなるよう教宣活動などを強化する。

②日港協に対して、労使双方が戦争協力者とならないよう態度表明する。

(三)米軍基地撤去、辺野古新基地建設反対の取り組み

イ、全国港湾として、辺野古新基地建設に反対する取り組みを引き続き進める。

二、労働者派遣法改悪、労働基準法改悪などの雇用破壊に反対する取り組み

(一)港湾労働法の本旨に基づき、日雇い不使用協定の履行、常用港湾労働者中心の港湾運営の原則を貫き、労働法制改悪のあらゆる負の影響を排除する取り組みを進める。

三、TPP、原発反対など国民的課題への取り組み

(1)TPPについては、港湾労働・港湾運送事業との関係で事態を詳細につかみ、負の影響に対しては断固反対の立場で、様々な団体とも連携し取り組む。

(二)原発再稼働や、安倍内閣の進める国民犠牲の政策に対し、一致点を大事にし、可能な取り組みを進める。